

○ 長期信用銀行法施行規則第四条の五第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく長期信用銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件(平成十年金融監督庁・大蔵省告示第十号)

改正案	現行
<p>(長期信用銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務)</p> <p>第一条 長期信用銀行法施行規則(以下「規則」という。)第四条の五第二項第三号に規定する金融庁長官の定める業務は、長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第六条第一項第一号に規定する債務の保証のうち、当該長期信用銀行並びに当該長期信用銀行及びその長期信用銀行持株会社(同法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。)の子会社(同法第十三条の二第二項に規定する子会社をいう。以下同じ。)、子法人等(長期信用銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十二号)第六条前段において準用する銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十号)第四条の二第二項に規定する子法人等(子会社を除く。)をいう。)及び関連法人等(長期信用銀行法施行令第六条前段において準用する銀行法施行令第四条の二第三項に規定する関連連法人等をいう。)による事業者に対する事業の用に供する資金に関するものとする。</p> <p>(リース業務の範囲等)</p> <p>第二条</p> <p>(略)</p> <p>2 リース業務を営む会社が他のリース業務を営む会社を子会社として有する場合には、前項の収入の額には、当該子会社の収入の額を含むものとする。</p>	<p>(長期信用銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務)</p> <p>第一条 長期信用銀行施行規則(以下「規則」という。)第四条の五第二項第三号に規定する金融庁長官の定める業務は、長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第六条第一項第一号に規定する債務の保証のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関するものとする。</p> <p>(リース業務の範囲等)</p> <p>第二条</p> <p>(略)</p> <p>2 リース業務を営む会社が他のリース業務を営む会社を子会社(長期信用銀行法第十三条の二第二項に規定する子会社をいう。)として有する場合には、前項の収入の額には、当該子会社の収入の額を含むものとする。</p>